

## 5 下 水 道

### ◎下水道の届出【地域整備課上下水道係 ☎42-2111（内線 271～273）】

●次の場合は届出が必要です

- ・下水道等を利用したいとき
- ・転出や転居、長期間不在などで下水道等を使用しないことになったとき
- ・使用者の名義が変わるとき

### ◎下水道等の使用料【地域整備課上下水道係 ☎42-2111（内線 271～273）】

下水道等の使用料金は、上水道メーターの使用水量により計算し、算定します。

区 分	排除汚水量	使 用 区 分		
		一般用	浴場用	臨時用
基本使用料 (1月につき)	10 m <sup>3</sup> まで	1,540 円	1,540 円	
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	10 m <sup>3</sup> を超え20 m <sup>3</sup> まで	121 円	77 円	220 円 (1 m <sup>3</sup> こ つき)
	20 m <sup>3</sup> を超え30 m <sup>3</sup> まで	132 円		
	30 m <sup>3</sup> を超え40 m <sup>3</sup> まで	143 円		
	40 m <sup>3</sup> を超え50 m <sup>3</sup> まで	154 円		
	50 m <sup>3</sup> を超え100 m <sup>3</sup> まで	165 円		
	100 m <sup>3</sup> を超え500 m <sup>3</sup> まで	176 円		
	500 m <sup>3</sup> を超えるもの	187 円		

◎トイレや排水管がつまったら【地域整備課上下水道係 ☎42-2111（内線 271～273）】

トイレや排水管がつまったときは、排水設備指定工事店に直接お問い合わせください。

●排水設備指定工事店一覧表

	指定工事店名	住 所	電話番号
九戸村	(有)千葉建築	九戸村大字長興寺 15-66-124	42-3375
	(有)高崎土建	九戸村大字長興寺 8-1	42-3408
	東井住設	九戸村大字戸田 19-61-48	43-2742
	(株)高島建設	九戸村大字戸田 5-65	43-2394
	(株)大崎建設	九戸村大字江刺家 11-54-6	42-3788
	真下設備	九戸村大字山根 7-3-2	43-2838
	(有)新成建設	九戸村大字長興寺 15-66-453	43-3891
	(有)戸田組	九戸村大字伊保内 14-34-2	42-2321
	新世水機	九戸村大字伊保内 2-61-1	42-2831
		南部電化チェーン九戸店	九戸村大字伊保内 12-31-1
二戸市	(株)丹野組	二戸市福岡字中村 20	23-6111
	松田電気(株)	二戸市金田一字馬場 44-1	27-4125
	馬淵川設備(株)	二戸市福岡字五日町 15	23-7511
	(株)菅文	二戸市堀野字長地 75-4	23-5115
	(有)八紘カイハツ	二戸市金田一字上田面 241-1	27-4545
	二戸ガス(株)	二戸市仁左平字北井沢 6	23-4155
	昭和建設工業(株)	二戸市金田一字八ツ長 45-3	27-4101
	(株)丸竹興業	二戸市米沢字下平 101-24	33-2627
軽米町	工藤金物店	軽米町大字軽米 8-66-4	46-2419
	(資)長谷川金物店	軽米町大字軽米 4-62-3	46-2040
	(有)小笠原電気水道	軽米町大字軽米 10-76	46-2627
一戸町	(株)田中建設	二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 22-1	33-4111
	(株)東野組	一戸町一戸字本町 115	33-2627
久慈市	蒲野建設(株)	久慈市山形町大字川井 9-32-2	0194-72-2211
葛巻町	ハタナカ水道	葛巻町葛巻 56-86	66-1364
紫波町	アクア設備株式会社	紫波郡紫波町二日町字北七久保 186-14	0178-72-1500
県外	有限会社 北桜水道建設	八戸市南郷大字中野字大久保山中 15-106	0178-82-2106

◎水洗化工事への助成制度【地域整備課上下水道係 ☎42-2111（内線 271～273）】

下水道等の処理区域で汲み取り便所を水洗に改造する場合、または浄化槽を廃止して、下水道に接続しようとする場合に改造資金の融資をあっせんします。また、下記のような助成制度があります。

①合併処理浄化槽に対する補助金

建物延べ面積	浄化槽の規模	補助限度額
130㎡以下	5人槽	375,000円
130㎡超	7人槽	494,000円
2世帯住宅、大家族住宅など（台所、浴室が2か所以上）	10人槽	854,000円

②融資あっせん利子補給費補助金

公共下水道または農業集落排水施設の事業認可区域内に住宅を有する者に対し、水洗化改造資金の融資（上限100万円）をあっせんし、個人負担が1%となるようその融資を行う金融機関へ利子補給を行います。（供用開始後、3年以内の工事に限ります）

※上記の他に、村が実施している、住宅リフォーム助成事業も対象になります。同じ水洗化工事でも、お住まいの地区や工事の内容によって利用できる制度が変わってきます。また、それぞれ補助の条件が定められており、制度を利用できない場合もあります。どの制度も事前に申請していただく必要がありますので、トイレなどの水洗化や住宅の新築・増改築を計画している方は早めにご相談ください。